

◎「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定（素案）について

1 改定に至る経緯

教育委員会では、平成19年に策定し、平成29年に改定した「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、これまで通学区域の見直しや統合など、小・中学校の教育環境整備を推進してきました。

平成29年の改定以降、学校施設の課題への対応や、全市的な遠距離通学への対応、また、それらの課題を含めた方策検討の際の手順の見直しが必要となりました。

このようなことから、教育委員会では、横須賀市の実情に合った小・中学校の教育環境整備を推進するため、従来の「基本方針」の改定を検討することとしました。

2 検討経過

（1）令和7年7月25日 第9回横須賀市立小中学校適正配置審議会

教育委員会から審議会へ「基本方針」の改定について諮問

（2）令和7年11月13日 第10回横須賀市立小中学校適正配置審議会

「基本方針」の改定について審議

（3）令和7年12月2日 第11回横須賀市立小中学校適正配置審議会

審議会から教育委員会へ「基本方針」の改定について答申

3 改定（素案）の概要

「基本方針」改定（素案）は、現行の「基本方針」に、以下のとおり追加と修正を加えています。

（1）学校施設の課題について

- ・校舎の老朽化や、学校の施設・敷地に対する土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定といった課題を整理しました。
- ・方策検討の基準を築60年以上経過している学校施設としました。
- ・教育環境整備の方策に、「学校施設の建て替えの検討」を追加しました。

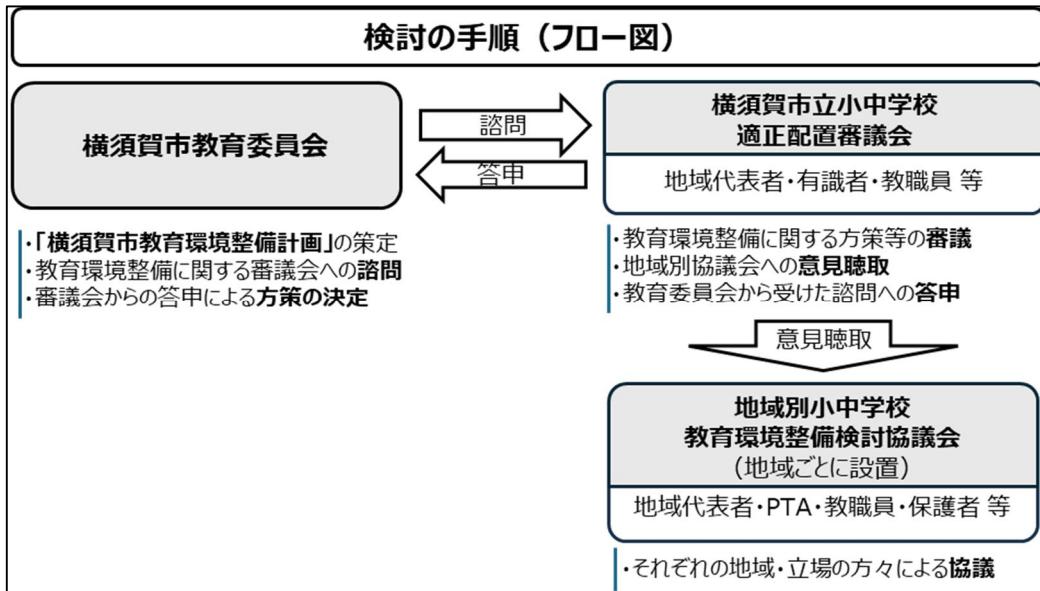
（2）遠距離通学への対応について

- ・全市的な遠距離通学への支援策の検討について追加しました。

(3) 検討の手順について

- ・上記2点を含む課題への対応や、多様な立場の方々の意見を幅広く取り入れることのできる重層的な検討体制へと修正しました。

(参考：「基本方針」改定（素案） 検討の手順（フロー図）)



(4) 基本方針の名称について

現行の「基本方針」では適正規模と適正配置の二つの視点で検討を行うとしていましたが、今回の改定で新たに「学校施設の課題」の視点を追加しているため、方針名称についても、より包括的な内容を示す「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する基本方針」へと変更します。

その他、文言修正や補足説明などの追記を行います。

4 今後の予定

- ・令和8年1月9日～2月2日 パブリック・コメント手続実施
- ・令和8年2月以降 「基本方針」改定

5 新旧対照表

頁	現行	改定（素案）
方針 名称	横須賀市立小・中学校の <u>適正規模及び適正配置</u> に関する基本方針	横須賀市立小・中学校の <u>教育環境整備</u> に関する基本方針
P. 2	(新設)	<p><u>(2) 学校施設の課題について</u></p> <p><u>本市の学校施設は、児童生徒の増加を背景に昭和 50 年代に集中して建設され、令和 7 年度（2025 年度）時点で、全体の約 6 割の学校に建築後 50 年以上経過した校舎があり、体育館を含むその他の学校施設についても同様に老朽化が進んでいます。</u></p> <p><u>また、本市には起伏に富んだ丘陵地が多く、建築後 50 年以上経過した学校の半分以上で、施設や敷地の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。</u></p> <p><u>レッドゾーンに指定された施設若しくは敷地を含む学校は、建て替えコストが高くなることや安全性への配慮から建て替えが困難な場合もあります。</u></p> <p><u>このような状況の中で学校施設を維持していくためには、大規模改修工事などに多額の費用が必要になるだけでなく、その時期も同じ期間に集中することが想定されるため、効率的な維持管理を行うことが求められています。</u></p> <p><u>横須賀市内の公共施設などの基本的な維持管理の方針を定める「横須賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の個別施設計画として「横須賀市学校施設の長寿命化計画」を令和 3 年（2021 年）3 月に策定し、学校施設の目標耐用年数を、鉄筋コンクリート造の上限値である 80 年としました。</u></p> <p><u>しかし、学校施設を築 80 年で一律に建て替えると、数年間に 10 校以上の学校の建て</u></p>

		<p>替えが必要になってしまいます。また、建て替えの構想などの検討から工事完了まで相当の期間を要することから、平準化のために可能な限り前倒して着手することを考慮すると、現時点で築 60 年以上経過している学校施設については建て替えを含めた教育環境整備の検討をする必要があります。</p>								
P. 4	<p>(3) 適正配置について</p> <p>(略)</p> <p>□適正な通学距離の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度</td> <td>● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	小学校	中学校	● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度	● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度	<p>(4) 適正配置について</p> <p>(略)</p> <p>□適正な通学距離の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度</td> <td>● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の通学距離に加え、当該地域の地理的条件などにより教育委員会が総合的に検討した上で、適正配置の検討や通学支援の実施について判断します。</p>	小学校	中学校	● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度	● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度
小学校	中学校									
● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度	● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度									
小学校	中学校									
● 2 キロメートル 程度 ・ 徒歩 30 分程度	● 3 キロメートル 程度 ・ 徒歩 45 分程度									
P. 6	<p>(4) <u>規模及び配置の適正化の方策</u>について</p> <p>(略)</p> <p>□規模及び配置の適正化の方策</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) <u>教育環境整備の方策</u>について</p> <p>(略)</p> <p>ア. 教育環境整備の方策</p> <p>① <u>学校施設建て替えの検討</u></p> <p>学校施設の課題への対応として、施設の建て替えを検討します。</p> <p>建て替えの検討に当たっては、まず子どもたちの生活や教育環境に支障が生じないよう配慮し、適正な学校規模や配置を踏まえるとともに、法令上の制限や学校の敷地面積、レッドゾーンなどに十分留意して進めます。</p>								

P. 7	<p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について</u></p> <p>周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。</p> <p>また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときは、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。</p>	<p>②～④ (略)</p> <p>一方で、適正化の検討対象となる学校の周辺状況や施設、通学距離などの関係から、学校規模の適正化が困難と判断され、小規模若しくは大規模での学校運営を継続する場合や、通学区域の変更などの方策を講じても、通学距離が適正範囲を超えてしまう学校配置となる場合も想定されます。</p> <p>そのような状況においても、適切な教育環境を維持するために、次のような方策を検討していきます。</p> <p><u>イ. 規模及び配置の適正化が困難な場合の方策</u></p> <p>①特別認定校制度</p> <p>小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合でも解決できない場合は、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童生徒を受け入れることで、一定の規模を確保するということが考えられます。</p> <p>なお、実施の是非については、教育委員会で検討します。</p> <p>②遠距離通学への対応について</p> <p>通学区域の変更などの策を講じても通学距離が適正とならない場合や、今後の統合や学校施設の建て替えなどに伴って、通学距離が適正な範囲を超ってしまうことも考えられます。</p> <p>このような状況における全市的な遠距離通学への対応として、通学用定期券代の助成など、公共交通機関の利用を支援する方策も含めて検討します。</p>
------	---	--

P. 8	<p>(1) 検討のための基準について</p> <p>(略)</p> <p>□<u>学校規模及び配置の適正化の検討のための基準</u></p> <p>※図1 (P. 9 参照)</p>	<p>(1) 検討のための基準について</p> <p>(略)</p> <p>□<u>教育環境整備の検討のための基準</u></p> <p>※図2 (P. 9 参照)</p>
P. 9	<p>(2) 検討・実施の手順について</p> <p>学校の規模や配置の適正化は、前項の「<u>学校規模や配置の適正化の検討のための基準</u>」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が<u>協働</u>して検討を行い、合意形成を図った上で進めています。</p> <p>①「<u>小中学校配置適正化実施計画</u>」の策定</p> <p>教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「<u>小中学校配置適正化実施計画</u>」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めています。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 検討の手順について</p> <p>教育環境整備の方策検討は、前項に示した「<u>教育環境整備の検討のための基準</u>」に該当した場合であっても、直ちに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が検討を行い、合意形成を図りながら進めています。(図1参照)</p> <p>①「<u>横須賀市教育環境整備計画</u>」の策定</p> <p>教育委員会において、具体的な<u>検討対象地域</u>などの名称を明記した「<u>横須賀市教育環境整備計画</u>」を策定します。この計画に基づき、学校規模や通学区域、学校施設などに課題がある学校について、周辺の学校の状況などを考慮しながら、順次検討を進めています。</p> <p>②「<u>適正配置審議会</u>」における審議</p> <p>教育委員会の附属機関である「<u>適正配置審議会</u>」では、「<u>横須賀市教育環境整備計画</u>」に基づき、教育委員会から諮問を受け、教育環境整備に関する方策などについて審議を行います。</p> <p>審議を進めるに当たり、それぞれの地域の状況などを把握するため、地域ごとに協議会などを設置(③に記載)し、意見を聴取します。</p>

P. 10	<p>②「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」の設置</p> <p>具体的な検討に当たっては、<u>地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する地域別小中学校適正規模・配置検討協議会</u>（以下、「地域別協議会」という。）を設置し、<u>地域における合意形成を図りながら進めていきます。</u></p> <p><u>地域別協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。</u></p> <p>③府内検討組織の設置</p> <p><u>教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、府内の関係部課長や学校長等で組織する「学校再編検討委員会」に意見を求める。</u></p> <p><u>学校再編検討委員会では、意見書の内容を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告するとともに、地域別協議会にも検討結果を通知します。</u></p> <p>④教育委員会での決定</p> <p><u>教育委員会では、学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。</u></p>	<p><u>審議の結果を踏まえ、「適正配置審議会」として教育委員会へ答申を行います。</u></p> <p>③「地域別小中学校教育環境整備検討協議会」などの設置</p> <p>検討に当たっては、<u>必要に応じて、多様な立場の方々の意見を幅広く取り入れるため、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域住民で構成する「地域別小中学校教育環境整備検討協議会</u>（以下、「地域別協議会」という。）などを設置します。</p> <p><u>「地域別協議会」などでは、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点を持ち、それぞれの立場から協議をしていただき、地域における意見を伺います。</u></p> <p>(削除)</p> <p>④教育委員会の決定</p> <p><u>教育委員会では、「適正配置審議会」からの答申を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。</u></p> <p>(図1)</p> <p>※図3 (P. 10 参照)</p> <p>※図4 (P. 10 参照)</p>
-------	---	---

<p><u>⑤学校の統合の実施に当たって</u></p> <p>具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。</p> <p>そのため学校関係者、保護者、地域の方々で構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。</p>	<p><u>(3) 実施の手順について</u></p> <p>具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑な実施に向けて、学校関係者や保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議を行います。また、統合に向けた学校間の交流、事前の準備などについても検討していきます。</p> <p>その際には、該当校の学校運営協議会などから意見を聴取し、学校名や、その他統合に当たって必要な事項については、教育委員会において決定します。</p>
--	---

図 1 (現行 : (1) 検討のための基準について)

	小学校	中学校
学校規模	<p>● 11 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 <p>● 31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 学級以上となる学年がある。 ・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。 	<p>● 5 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 ・10 科目の教員が規定上、配置できない。 <p>● 31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 学級以上となる学年がある。 ・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	● 2 キロメートル程度を超える場合	● 3 キロメートル程度を超える場合

図 2 (改定後 : (1) 検討のための基準について)

	小学校	中学校
学校施設	<p>● 築年数が 60 年を超える場合</p>	
学校規模	<p>● 11 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 <p>● 31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 学級以上となる学年がある。 ・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。 	<p>● 5 学級以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができない学年がある。 ・10 科目の教員が規定上、配置できない。 <p>● 31 学級以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 学級以上となる学年がある。 ・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	● 2 キロメートル程度を超える場合	● 3 キロメートル程度を超える場合

図3 (現行：(2) 検討・実施の手順について)

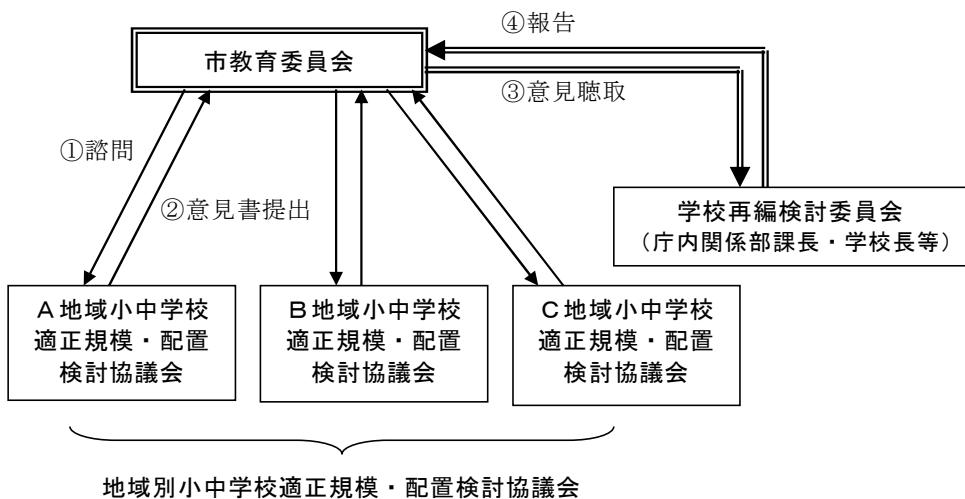


図4 (改定後：(2) 検討の手順について)

